



白馬村の景観づくり

【白馬村景観計画の策定について】



白馬村 建設課

景観づくりの経緯

■景観づくりの経緯

国では

平成16年の景観法制定以来の景観意識の高まりのなか、平成27年度に『観光先進国』への新たな国づくりに向けて「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定しました。

その計画によると主要な観光地を有する自治体には、景観行政団体に移行してより高い地域性をもった景観を育てることが求められています。

3

■景観づくりの経緯

県では

平成17年

- 長野県景観育成計画
- 長野県景観条例

平成19年

- 景観育成デザインマニュアル

平成25年

- 長野県農村景観育成方針

4

■景観づくりの経緯

村では

平成2年

- 景観形成基本計画 の策定

平成11年

- 白馬村環境基本条例 の制定
- 白馬村まちづくり環境色彩計画 の策定

平成14年

- 白馬のまちづくりマスタープラン の策定

平成30年

- 白馬村景観計画基本方針 の作成

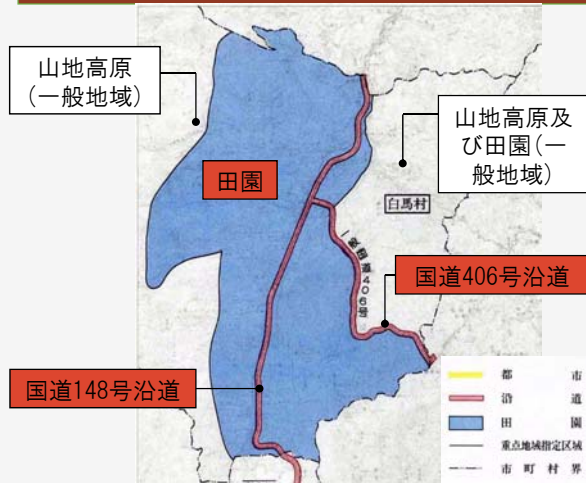
5

白馬村の景観の現状

6

■白馬村の景観の現状

長野県景観計画での白馬村の位置づけ



白馬村行政区域	
都市計画区域 【景観育成重点地域】	都市計画区域外 【一般地域】
信州の景観の骨格や顔となる地域を指定し、きめ細かな景観育成を推進	全県統一基準による景観育成を推進
■沿道地域 一般国道148号、一般国道406号並びにこれらの両側各30メートル以内の地域	■山地高原地域
■田園地域 上記以外の地域	■田園地域

7

■白馬村の景観の現状

長野県景観計画の届出基準

行為の種類	重点地域	一般地域	
建築物の新築、増築、改築、移転	高さ13mかつ床面積20㎡を超えるもの	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	変更に係る面積が25㎡を超えるもの	変更に係る面積が400㎡を超えるもの	
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	プラント類、自動車車庫、貯蔵・処理施設類	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
	電気供給施設	高さ8m超を超えるもの	高さ20mを超えるもの
		太陽電池モジュールの築造合計面積20㎡超	太陽電池モジュールの築造合計面積1000㎡超
その他	高さ5mを超えるもの	高さ13mを超えるもの	
土石の採取及び鉱物の掘採	面積300㎡超を超えかつ法面・擁壁の高さ1.5m超	面積3,000㎡を超えるもの又は当該行為により生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの	
都計法第4条第12項に規定する開発行為 土地の形質の変更 (土石の採取及び鉱物の掘採を除く)			
屋外における物件の堆積	面積100㎡を超えるもの	堆積の高さ3m又はその用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの	

■白馬村の景観の現状

長野県景観計画での白馬村内の基準景観育成基準 1/2

県計画 地域区分	景観育成重点地域		一般地域		
	①沿道	②田園	③田園	④山地高原	
該当箇所	国道148・406号その両側30m	左記①を除いた都市計画区域	左記①②を除く農業地域	その他の地域	
配置	出来るだけ後退し、道路側に空地を確保			既存林を残せるよう10m以上後退	
	道路後退	大規模行為は、5m以上後退	別荘団地内は原則10m以上後退		
隣地後退	できるだけ離し、ゆとりのある空間確保				
建築物及び 工作物	建築物の高さ	北アルプスへの眺望を極力阻害しない	原則として周辺の樹木の高さまで	原則として、周辺の樹木の高さ以内又は調和するよう形態に配慮	
	形態・意匠	原則こう配屋根で適度な軒の出を有するものとし			
	材料	周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料、地域を印象づける素材			伝統的な様式を持つ建築物は継承 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料
		反射光のある素材を極力使用しない		反射光のある素材を大部分に使用しない	反射光のある素材を極力使用しない
色彩等	けばけばしい色彩とせず、使用する色数を少なく				
	照明は、設置場所周辺の環境に留意する	緑、青、紫、桃、赤及び黄色系は十分留意する			
動光は、原則避ける					

■白馬村の景観の現状

長野県景観計画での白馬村内の基準景観育成基準 2/2

地域地区	白馬村行政区域			
	都市計画区域		都市計画区域外	
県計画 地域区分	景観育成重点地域		一般地域	
	①沿道	②田園	③田園	④山地高原
該当箇所	国道148・406号その両側30m	左記①を除いた都市計画区域	左記①②を除く農業地域	その他の地域
配置	道路等からできるだけ後退させるよう			
	規模	必要最小限の規模、周辺建築物の屋根の高さまで		必要最小限の規模
形態・意匠	周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料			
	材料	反射光のある素材を極力使用しない		反射光のある素材の使用は周辺に充分配慮
地域を印象づける素材				
色彩等	けばけばしい色彩とせず、使用する色数を少なく			
		緑、青、紫、桃、赤及び黄色系は十分留意する		
動光は、原則避ける				

※公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠

なぜ景観計画をつくるのか

11

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法が制定された背景 ①各地での景観の乱れ

高度成長が進む中、各地で景観の乱れが進行しました。それに対して先進的な地方自治体では、自主的な景観条例の制定等を通じて取組に努めましたが、法律の後ろ盾がなく強制力に限界がありました。

他方、国民の間に環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識の向上が見られるようになり、国立マンション訴訟などをはじめとして景観に関する訴訟も増加しました。



空中を覆う電線類

諸外国の主要都市に比較し極めて低い地中化率

都市	地中化率	調査年
ロンドン・パリ	100%	1977年
ベルリン	99.2%	
ニューヨーク	72.1%	
東京23区	5.2%	

2003年3月



場にそぐわない建築物の建設

平等院鳳凰堂(国宝・世界遺産)の借景となったマンション開発

12

参考：景観法アドバイザーブック

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法が制定された背景 ②行政法規に基づくルールの必要性

国立市マンション訴訟の概要

地域住民等が、国立市の通称「大学通り」に建築された地上14階建てマンション（高さ44m）の高さ20mを超える部分について、同マンションの建築業者に対し、その撤去等を求め、提起。（同地域では並木の高さである約20mを超えない土地利用を70年以上に渡って実施）

最高裁は以下の判断を示した上で、原告の請求に係る上告を棄却。

良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値すると解するのが相当

ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるには少なくとも
 ・その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反する
 ・公序良俗違反や権利の濫用に該当する
 など、侵害行為の態様や程度の面において、社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるところ、本件はこれに該当せず。



13

参考：景観法アドバイザーブック

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法とは ①景観法の必要性

今までの取組

- 自主条例を制定するなど、地方公共団体において取組を行う。

今までの取組の限界

- 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体による自主的取組に対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」
(平成15年7月国土交通省)

「観光立国行動計画」
(平成15年7月観光立国関係閣僚会議)

全国景観会議や景観形成推進協議会等による要望

「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」

必要性

- 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、
 - ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
 - ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
 - ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
 - ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要

14

参考：景観法の概要

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法とは ②景観法の特徴

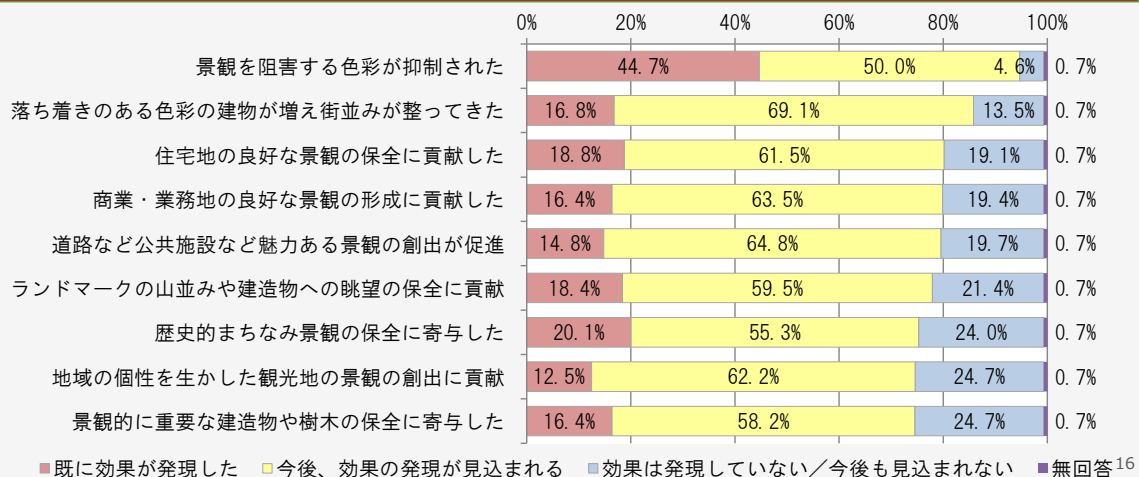
- 都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としている。
- 地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる。
- 景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮できる措置を付与している。……（抜粋）

15

参考：景観法の概要

■なぜ景観計画をつくるのか

良好な景観形成による効果 (地方公共団体向けアンケート調査)



■なぜ景観計画をつくるのか

良好な景観形成による効果 観光交流人口の増加（事例）

埼玉県川越市－蔵のまちなみ



S62に、商店街・専門家・研究者・行政からなる「町並み委員会」を設立。H11に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、「一番街商店街」が地域の歴史ある蔵を活かしたまちづくりを展開し、交流人口が大幅増。

川越市の交流人口 199万人(S59)→550万人(H18)

滋賀県長浜市－黒壁スクエア



明治時代に建造され、「黒壁銀行」の名で親しまれた旧第百三十銀行長浜支店の保存運動が発展し、新たにガラス文化の発信基地として再生(H元オープン)。これを契機として、北国街道の伝統的なまちなみとガラス工芸が組み合わせられた総合文化産業ゾーンが形成。

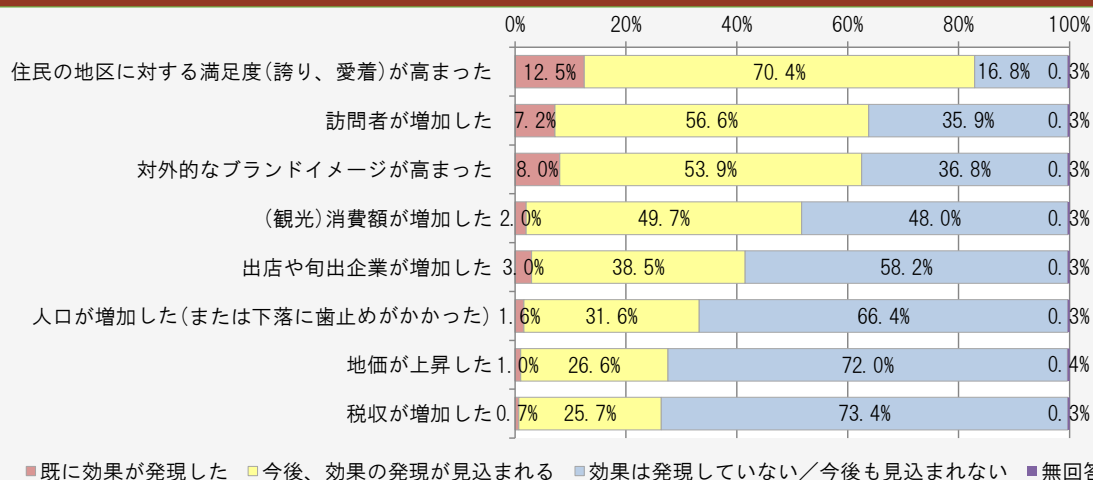
長浜市の観光入込客数 200万人(H元)→670万人(H18)

17

参考：景観法アドバイザーブック

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法の活用による効果 地方公共団体向けアンケート調査



参考：H23景観形成の取り組みに関する調査より効果発現が上位の項目を抜粋

■なぜ景観計画をつくるのか

景観法の活用による効果 景観価値を喪失する危機への対応（事例）

新発田市では、平成2年に新発田城の前に高層マンションの建設計画がおき、建設計画に対して市民から反対の声が上がりました。当時、市では景観に関する条例等を持っていなかったため、確認申請が通り着工にまで至りましたが、事業者の都合によって工事中止となり事なきを得ました。平成16年にも同様な事態が生じ、今後、このような事案が増えることを危惧されたことから景観計画を策定しました。



19

参考：景観法アドバイザーブック

■なぜ景観計画をつくるのか

村独自の景観形成を進めることが可能となる

- 現在の白馬村は、長野県の景観育成計画にて広域的な観点からの景観育成を進めています。
- 村計画を策定することによって、土地利用など景観上の特性に配慮した、きめ細かな白馬村独自の景観形成を進めることができます。
- 一定の行為に対して事前に届出を義務付けられ、行為着手への制限と、景観面からの行為内容についてチェック機能が働きます。
- 村民が村の景観に対して、共通した価値観と認識を持つことができます。

20

■なぜ景観計画をつくるのか

村の計画・条例で設けることができる制限等



- 届出より30日以内は行為の着手が制限される
- 届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合は、**勸告**を行うことができる
- 特定届出対象行為とされたものについては、形態意匠の制限に適合しない場合は、**変更命令**を行うことが可能

21

■なぜ景観計画をつくるのか

罰則等について

届出違反に対する罰則や、変更命令に従わなかった場合の罰金や原状回復命令、さらに原状回復命令に従わなかった場合の懲役または罰金などの罰則があります。

罰則の対象	罰則の内容	景観法
届出違反に対する罰則	30万円以下の罰金	法第103条
変更命令に従わなかった場合の罰則	50万円以下の罰金	法第102条
	原状回復命令	法第17条第5項
原状回復命令に従わなかった場合の罰則	一年以下の懲役	法第101条
	または、 50万円以下の罰金	法第101条

22

■なぜ景観計画をつくるのか

より積極的に良好な景観育成を誘導していきたい場合には

- 景観地区（都市計画法に基づく）
- 景観協定（景観法に基づく）

まずは『景観計画』によって、緩やかな規制をかけていくことからスタートし、村内全域での景観づくりに取り組みましょう。

23

景観計画を策定するには

24

■白馬村景観計画を策定するには

白馬村景観計画策定委員会の役割

- 景観計画を定めるには、まず、**白馬村が「景観行政団体」になる必要があります。**（景観行政団体とは「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいいます。）
- 「景観行政団体」になるためには、『**白馬村景観計画の素案**』などをもとに、**長野県との協議を行わなければなりません。**
- **そのため、白馬村景観計画策定委員会では、白馬村が「景観行政団体」になるために必要な『白馬村景観計画の素案』を作成します。**

25

長野県内の景観行政団体

- 北信** 長野市、須坂市、飯山市、千曲市
小布施町、山ノ内町、高山村
- 東信** 上田市、佐久市、小諸市
- 中信** 松本市、安曇野市
- 南信** 飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市
茅野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町
飯島町、南箕輪村、宮田村、高森町

以上 24市町村（R2.4現在）

【参考】全国景観行政団体数：759団体

都道府県42 政令市20 中核市58
その他の市町村 639団体(R2.3現在)

※ 山口県、愛媛県、大分県、宮崎県、および鹿児島県は、県内全ての市区町村が景観行政団体に移行済



景観行政団体で、長野県景観計画区域から除かれる区域（独自条例制定）（R2.4現在）

26

景観計画で定める内容

27

■景観計画素案の作成

景観計画で定める内容

定める事項	内容の概要	
①景観計画区域	●景観計画を運用する範囲 →白馬村全域	必須事項
②良好な景観の形成に関する方針	●白馬村が目指すべき将来像など	努力事項
③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	●届出対象行為 ●景観形成基準	必須事項
④景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	●良好な景観の形成に重要な建造物や樹木の指定方針	対象がある場合
⑤その他良好な景観の形成に必要な事項	●屋外広告物に関する行為の制限に関する事項など	選択事項

施行までのスケジュール

29